

## 一般社団法人福島県理学療法士会 倫理規程

本会はその設立の趣意に基づき、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うために以下の基本精神を定め、倫理規程を制定する。

会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### 基本精神

1. 会員は責任ある一個人として、公序良俗に従い、自らの行動を律さなければならない。
2. 会員は理学療法士として、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別などのいかにかわらず、平等に接しなければならない。
3. 会員は理学療法士として、県民の保健・医療・福祉のために、自己の知識、技術、経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
4. 会員は理学療法士として、常に研鑽を積み、理学療法の発展に努めなければならない。
5. 会員は理学療法士として、業務にあたり、誠意と責任をもって接し、自己の最善を尽くさなければならない。
6. 会員は理学療法士として、後進の育成に努力しなければならない。

### 倫理規定

#### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 定款第4条ならびに第5条に定める、福島県民に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

#### (社会的信用の維持)

第2条 本会の役職員及び会員は、常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### (法令等の遵守)

第3条 本会の役職員及び会員は、関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

#### (私的利益の禁止)

第4条 本会の役職員及び会員は、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

#### (利益相反の防止及び開示)

第5条 本会の役職員及び会員は、その職務の執行に際し当会との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示、その他本会が定める所定の手続きに従わなければならない。

#### (情報開示及び説明責任)

第6条 本会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

#### (個人情報保護)

第7条 本会の役職員及び会員は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第8条 本会の役職員及び会員は、職務並びに本会事業活動に資する能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の監視)

第9条 当会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき、委員会を設置しこの規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

1 この規定は、平成26年9月20日より施行する。